

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成30年2月7日

高知県知事

1 取消し年月日

平成30年2月7日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

清遠 光
二級建築士
第4171号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成30年2月5日

高知県知事

1 取消し年月日

平成30年2月5日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

山崎 直男
二級建築士
第1741号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成30年11月19日

高知県知事

1 取消し年月日

平成30年11月19日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

秦泉寺 純夫
二級建築士
第2681号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成29年9月21日

高知県知事

1 取消し年月日

平成29年9月21日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

北川 直弘
木造建築士
第41号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成28年7月5日

高知県知事

1 取消し年月日

平成28年7月5日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

山戸 正幹
二級建築士
第2471号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成28年3月16日

高知県知事

1 取消し年月日

平成28年3月16日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

佐竹 哲昌
二級建築士
第3220号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成28年2月16日

高知県知事

1 取消し年月日

平成28年2月16日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

小笠原 和
二級建築士
第3897号

3 取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成26年2月12日

高知県知事

1 取消し年月日

平成26年2月12日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

角辻 文彦
二級建築士
第2916号

3 取消の理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成25年12月24日

高知県知事

1 取消し年月日

平成25年12月24日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

小松 寛明
二級建築士
第4564号

3 取消の理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。

○死亡した建築士の登録の取消しについて

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成25年10月7日

高知県知事

1 取消し年月日

平成25年10月7日

2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

若枝 忠芳
二級建築士
第1342号

3 取消の理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。